

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日2024年12月9日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野市大岡中牧字聖4302、4303、4306、4307、 4308、4309、4310 長野市大岡中牧字大谷地4349-1、4350
----------------	---

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
本事業予定地を選択した理由	陳述者	中部電力への送電受入に支障が無く、又、土地現況が開発用地として利用しやすいため
予定地の下流域の水害が心配だが大丈夫か	陳述者	調整池を設置する事で、大雨が降っても一旦せき止められ、場外への放出量を一定に制御できる様に整備されるので、これ迄降雨時に一気に流出していた事が防止できる様になる。池の規模は開発基準である30年確率の降雨に対応しており、又、放流量は、放出口に繋ぎ込む暗渠ヒューム管のキャパ以下に制限される設計になっている
過去に隣接する太陽光発電設備の工事業者が工事中、泥を下流に流出させた	陳述者	工事期間中、特に擁壁の掘削工事に際しては、水路に泥が出ない様に対策しながら行う
上記工事業者は事業地外への残材の放置、隣地の無断伐採等、目に余る行為があった	陳述者	工事業者と連携して周囲に迷惑がかからない様配慮する
東側財産区山林境界との架台の間隔は？	陳述者	現状の設計では4～5mの予定。境界付近の枝打ちは後日相談させて貰いたい
いつから工事着工なのか	提出者	本格的着工は雪の季節が終わる頃を予定

<p>市道の通行止めは事前に連絡する事（通行止め時は事前に連絡する事）</p>	<p>提出者</p>	<p>基本、通行止めはしない。工事中は表示パネルを設置する</p>
<p>市道沿いの草刈りは必ず実施の事（除草剤散布不可）</p>	<p>提出者</p>	<p>年2回以上定期的に実施。除草剤は散布しない</p>
<p>何年きちんと管理するのか</p>	<p>提出者</p>	<p>事業終了し撤去する迄で通常30年以上</p>
<p>治水対策はどの様にするのか。 雨水はそのまま流さず、溝を掘って溜め水にしてたまった雨水を少しずつ流す様願いたい 災害時は責任を取るのか</p>	<p>提出者</p>	<p>調整池を設置する事で、降雨量が多い時も一旦貯水され、安全な一定量を徐々にしか放出されない様、法令の開発基準に準じた防災上の設計がなされます。 万一、設備の不備に起因した事が立証される様な通常でない流出が起きた場合は責任所在に関して誠実に対応します。</p>

事業基本計画に対する意見書（長野市 令和6年11月27日）

1	土砂流出や雨水流出など周辺敷地に被害がないよう 十分に配慮してください。
回答	都市計画法に沿った防災調整池技術基準に基づく設計にて、30年に1度の確率で起こりうる強度の大雨を想定し、急激な雨の流出を防ぐべく、事業地の北側の境界に沿って設置するL字コンクリート擁壁で構成する調整池に雨水を溜め、徐々に排水が行われるように致します
2	反射光や騒音等による影響に関して、十分に配慮してください。
回答	パネルは表面にARコートという反射を軽減する加工をしたものを利用します。稼働時の騒音の主な発生源はパワーコンディショナですが定格運転時の個々の作動音レベルは65dB以下であり、事業地に隣接居住者は無く影響は生じません。
3	太陽光発電設置の際は環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づき事業を進めていただくようお願いいたします。
回答	承知致しました。
4	長野市自然環境保全条例により、1ha以上の開発造成（土地の形質変更）を行う場合は、着工前に市との間に開発基本協定を締結していただきます。1ha以上の開発造成を伴わなければ、市自然環境保全条例の手続きは不要です。
回答	1ha以上の開発造成は伴いません。
5	形質変更の面積（掘削+盛土）の面積が 3,000平方メートル以上となる場合は土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を提出してください。
回答	承知致しました。
6	開発予定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であり、また新たな埋蔵文化財の発見の可能性は稀少と判断されますが、施行において不時の埋蔵文化財の発見に及んだ場合には、文化財保護法第96条第1項の規定による遺跡発見の届出が必要となります。現状を変更することなく、速やかに埋蔵文化財センターまで連絡の上、協議してください。
回答	承知致しました。
7	本計画はパネル面積が 500㎡を超えていますので、行為着手の 90日前までに、長野市景観を守り育てる条例による事前協議書を提出してください。また、行為着手の 30日前までに、景観法第16条による大規模行為の届出も必要です。
回答	提出します。
8	土地の形質の変更について、変更面積が 3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さが 3 mかつ長さが 30mを超える場合は、行為着手の 30日前までに、景観法第16条による大規模行為の届出をしてください。
回答	提出します。
9	北、西の道路側については、中高木等を設置し、極力パネルが周辺道路から見えないように配慮してください。
回答	高木H2000を1.50m間隔で植栽します。
10	既存樹木については、極力伐採を避け、現在の景観を保つように配慮してください。
回答	5条森林の伐採に関しては、 ①架台設置に利用する箇所（形質の変更あり）：中央小山部分は架台設置のために皆伐の上、整地を行う。 ②日射量確保のために利用する箇所（形質の変更なし）：中央西側斜面部分は発電量を確保する為の日照環境の改善を目的に伐採するが、伐採の後を太陽光パネルの設置用地としては利用しないため、土石の採掘や伐根を含む開墾行為は行わず天然更新を図る事で景観を保つよう配慮します。

11	本市では、太陽光発電施設に関する景観形成基準を定めています。同基準の「工作物、太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等」の「山地」の列を確認の上、景観形成基準に適合するように計画してください（添付参照）。
回答	尾根よりも低い谷間に設置しますので問題ありません。
12	事業用地に農地が含まれておりますので、農業委員会事務局に相談してください。
回答	農業委員会事務局のご指示に沿い所定の手続中です。
13	申請地周辺には、市道2級大岡更埴線、大岡農道129号線がありますが、フェンスや架台を設置する際には官地へ越境しないよう注意してください。
回答	承知致しました。
14	フェンスを設置する場合は、設置位置を明示してください。※フェンスを設置しない場合は、設置しないことで官地が申請地と一体的に使用されることのないようにしてください。
回答	設置位置を明示します。
15	排水を隣接水路へ流す場合は、地元区長や水利権者と十分協議を行ってください。
回答	事前説明会にて質疑を行い了解頂きました。
16	電柱を新設又は移設する場合は、民地へ設置してください。
回答	承知致しました。
17	雨水処理について安全性が確認できないので、図面（側溝の縦断・平面、調整池の構造図など）や計算書（浸透を見込む場合は設計浸透量など）を提出してください。
回答	提出します。
18	雨水流出抑制対策をご検討ください。その際には「長野市開発許可審査基準」を参考としてください（添付参照）。
回答	面積が1ha以上になりますので、県基準になります。
19	施工時の地下水および洗浄水などの排水については、河川や道路側溝に直接流出させないように管理を徹底し、下流の汚濁防止に努めてください。ノッチタンク等で沈殿させ、濁水の状態で排水しないよう十分注意願います。
回答	承知致しました。
20	既設水路への接続に関しては、施設管理者と協議してください。
回答	大岡支所にて説明し、ご了解頂きました。
21	現場状況が確認できる写真を回答に添付して下さい。
回答	添付します。
22	事業区域及び配置図について、青字BF300×200は、当計画の調整池の一部として新設されるものですか。該当位置には既設の排水路構造物がありますが、それは撤去しますか。既設水路の撤去や、改造に伴う流下方向の変更がある場合は施設管理者と協議してください
回答	青字BF300×200は既設です。既設排水路構造物の撤去はありません。既設水路の改装はありません。
23	先の既設水路には計画敷地からの湧水が確認されており、地下水位が高い事が想定されます。地下水位が高い区域や高低差が著しい区域への雨水浸透施設の設置は不相当となりますので、ご注意ください。
回答	調整池は、貯留構造とします。
24	調整池の計画について、パネル計画位置と調整池計画位置が一部重なっていますが、パネルへの影響は無いものなのでしょうか。
回答	一部重なる設置となる場合は、通電箇所が浸水しない高さに架台を設計します。